

烏丸通沿道地区の一部及び新町通・室町通界わい地区については、都市計画法第58条の2の規定に基づく届出が必要です。

明倫元学区地区地区計画

○位置

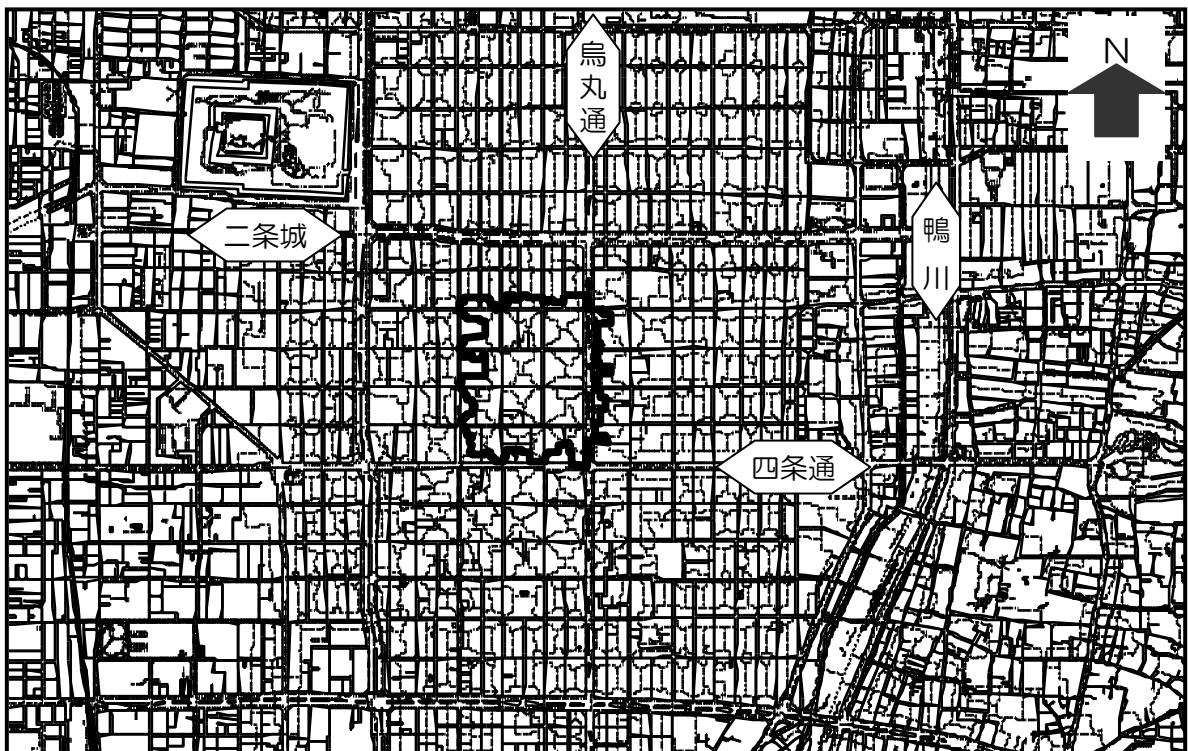
京都市中京区饅頭屋町，七観音町，烏帽子屋町，鯉山町，山伏山町，菊水鉾町，了頓凶子町，観音堂町，三条町，六角町，百足屋町，骨屋町，玉蔵町，西六角町，橋弁慶町，姥柳町，不動町，占出山町，天神山町及び西錦小路町

京都市中京区場之町，柿本町，役行者町，町頭町，手洗水町，箏町，小結棚町，炭之座町，御倉町，衣棚町，釜座町，姉西洞院町，梅忠町，堂之前町，一蓮社町及び元法然寺町並びに下京区郭巨山町，月鉾町及び函谷鉾町の各一部

○面積

約22.2ヘクタール

【地区計画 位置図】



【区域の整備・開発及び保全の方針】

○地区計画の目標

当地区は、京都の都心部に位置する商業・業務の中心地であるとともに、わが国三大祭のひとつである祇園祭を伝える地域である。また、室町時代以来の町衆によって形成された自治の気風や文化・芸術に親しむ心が今に伝わり、商いと共存しながら多くの人々が住まう地域である。

当地区においては「祇園祭を受け継ぐ風格のあるまち、商いと暮らしが響き合うまち、安全で安心なまち 明倫」の実現を目指したまちづくりを進めており、今後ともこのまちづくりの進展を図るため、地区計画の目標を以下のように定める。

- 1 地域に愛着と誇りを持ち、文化が薫るまちの個性と魅力を高める
- 2 商いと住まいの共存を図り、風格のある美しいまちなみをつくる
- 3 だれもが安心・安全に暮らせ、交流豊かなコミュニティをつくる

○土地利用の方針

都心部に位置する商業・業務地として、また、歴史と伝統文化が息づくまちとして、明倫にふさわしい商いの継承・発展や商いと住まいの共存を図り、誰もが安心・安全で美しく魅力的な市街地をつくるため、当区域を区分して、次の方針によりそれぞれの地区の特性に配慮した土地利用を誘導する。

1 新町通・室町通界わい地区

商いの継承・発展とともに、住環境の向上、交流豊かなコミュニティの形成を併せて実現させるため、地域社会と調和する業種の誘導を促し、緑地等の自然環境の維持や広場の維持・創出、住民の生活上の安全性と快適性の確保、安全な歩行空間の確保、店舗・事務所における駐輪場の適正な確保、共同住宅における交流空間の確保に努め、伝統的なまちなみ景観と調和した市街地の形成を図る。

また、三条通界わいに多様な交流空間を形成する店舗などを誘導する。

2 烏丸通沿道地区

地域の住環境及び業務環境の維持に配慮しながら、京都の中心的な商業・業務地としてふさわしい良質な商業・業務機能の集積を図るとともに、駐輪場の適正な配置に努める。

○建築物等の整備方針

風格のある美しいまちなみの形成を図るため、建築物・工作物等については、周辺の町並み景観と調和する質の高い形態又は色彩その他の意匠とする。

さらに、当区域を区分して、次の方針によりそれぞれの地区の特性に配慮した建築物等の整備を図る。

1 新町通・室町通界わい地区

地域の歴史・文化を受け継ぎ、住み続けられる、落ち着いた居住環境を保全するため、建築物の用途を制限するとともに、京町家や歴史的な建築物等からなる周辺の町並み景観と調和のとれた建築物等を誘導する。

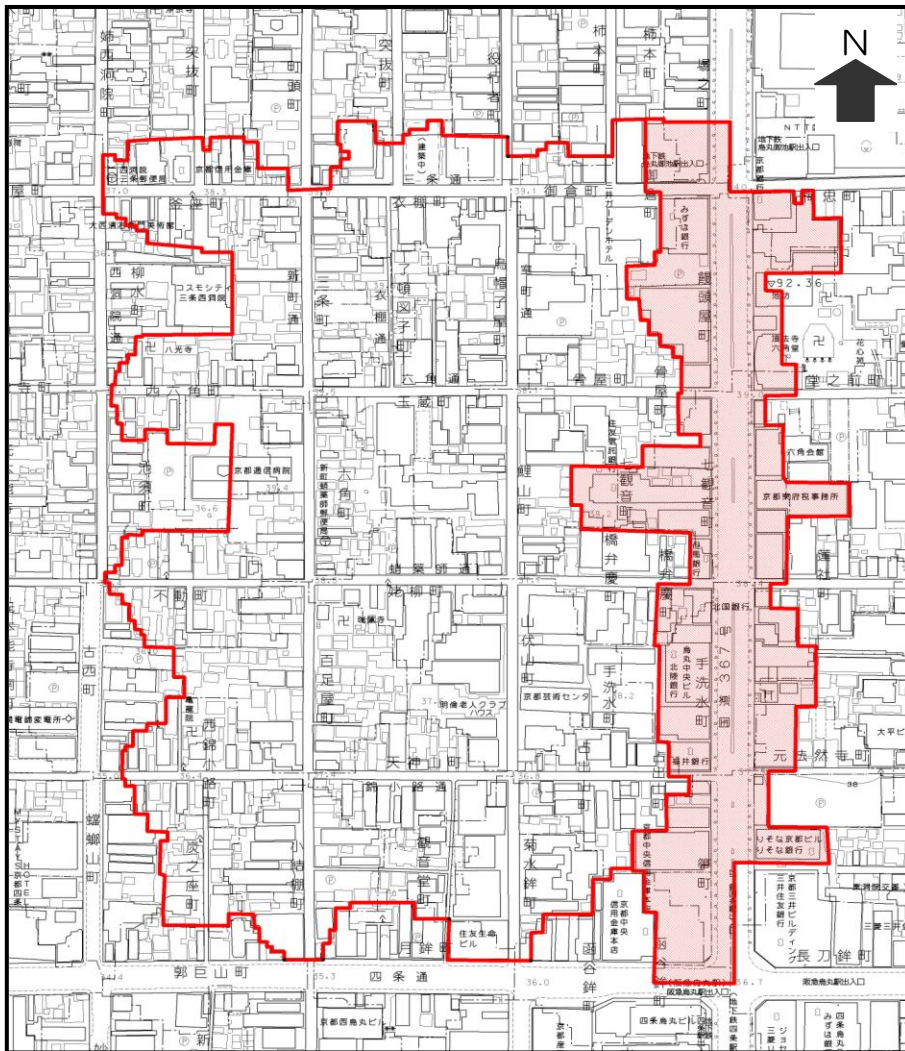
店舗や事務所については、低層階において通りの特性に配慮した用途や景観を誘導する。



2 烏丸通沿道地区

京都を代表する業務・商業地にふさわしい用途の建築物を誘導するとともに烏丸通に面する共同住宅の建築を抑制し、低層階を通りの特性に配慮した用途や景観を誘導する。

また、歴史ある洋風建築物と高層建築物との調和に配慮するとともに、統一感のある質の高い美しいまちなみの形成を図る。

【地区計画及び地区整備計画 区域図】



凡例	
新町通・室町通 界わい地区	
烏丸通沿道地区	

○建築物等の用途の制限

(新町通・室町通界わい地区)

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物
- 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物
- 3 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの
- 4 カラオケボックスその他これに類するもの

(烏丸通沿道地区)

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物
- 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物
- 3 マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの
- 4 カラオケボックスその他これに類するもの
- 5 共同住宅, 寄宿舍又は下宿。ただし, 当該建築物及びこれに付属するもの(門及び塀を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の面から烏丸通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であるものを除く。

お問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL (075) 222-3505